

熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱運用規程

制定	平成16年	3月31日市長決裁
改正	平成18年	1月27日市長決裁
	平成18年	3月27日市長決裁
	平成19年	9月14日市長決裁
	平成23年	3月22日市長決裁
	平成23年	7月1日経営支援課長決裁
	平成24年	3月26日市長決裁
	平成26年	4月24日農水商工局長決裁
	令和3年	6月7日商業金融課長決裁
	令和5年	3月29日商業金融課長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度の運用に当たり、熊本市中小企業融資制度要綱（令和5年3月29日制定。以下「要綱」という。）及び熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(制度の目的)

第2条 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度は、外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この運用規程において、大規模小売店とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）第3条及び同施行令（平成10年政令第327号）第2条に規定される1,000平方メートル以上の店舗とする。

2 この運用規程において、倒産とは、取引先が銀行取引停止処分、民事再生法、破産、会社更生法、特別清算によるものとする。

(融資対象者)

第4条 融資の対象となる者は、要綱第4条に定める要件の他、次の各号のいずれかに該当する中小企業者とする。

- (1) 大規模小売店の進出又は増床にかかる市への届出日（大店立地法第5条又は第6条）以前から店舗小売を継続して事業を行っている者のうち、当該大規模小売店の進出又は増床より、経営に影響を受けると市長が認めた者
- (2) 倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めた者
- (3) 天災地変又は火災により被害を受けた中小企業者であって、次に掲げる要件をいずれか満たし、経営に影響を受けると市長が認めた者
 - ア 災害救助法又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受け、被害を受けたことについて証明がある者
 - イ 火災による被害を受けたことについて証明がある者
- (4) 大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小にかかる市への届出日（大店立地法第5条又は第6条）以前から事業を継続して行っている者のうち、当該大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い、経営に影響を受けると市長が認めた者
- (5) 経営環境の急激な変化により、経営の安定に支障を生じていると市長が特に認めた者

2 前項に該当する中小企業者は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 市内に1年以上（天災地変又は火災の場合は6か月）住所を有していること。
- (2) 同一業種（複数の事業を営む者にあつては、本制度の利用目的とする業種について）1年以上経営していること。ただし、天災地変・火災により被害を受けた者については、同一業種（複数の事業を営む者にあつては、本制度の利用目的とする業種について）を6か月以上経営していること。

3 前項第1号に規定する市内に1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上居住とは、次の各号のいずれか

に該当するものとする。

- (1) 個人事業者においては、本市への住民票登録日から起算し、1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。
- (2) 法人においては、本市での登記日から起算し、1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。

4 第2項第2号に規定する同一業種を1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経営しているとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者 次に掲げるもののいずれかに該当するもの。

ア 直近2か年度の税務申告がなされていること。

イ 帳簿や伝票にて1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上の営業取引が確認できること。

ウ 営業所賃貸借契約又は、商取引契約の期日が1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。ただし、許認可を要する事業については、上記に加え、許認可の取得日から起算し、1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。

- (2) 法人 設立登記日より1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。許認可を要する事業については、さらに、許認可の取得日から起算し、1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、業歴を通算して取り扱うものとする。

ア 個人事業者の事業継承 事業継承の原因が、死亡、老齢、病気等で3親等以内の親族が継承した場合

イ 法人成り 個人から法人化したとき、個人経営時の経営者又は3親等以内の親族が法人の代表者となった場合

（認定）

第5条 融資を受けようとする者は、第4条の規定による融資対象者であることについて市長の認定を受けなければならない。

（融資条件）

第6条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金（ただし第4条第1項第1号については現店舗改装に伴う資金（設備資金）、同条第1項第4号については店舗入居資金及び店舗改装に伴う資金（設備資金）を対象とする）

- (2) 融資限度額 1事業者につき1,500万円以内

- (3) 融資期間 7年以内

- (4) 口数 3口を限度とする。

- (5) 融資利率 融資期間7年以内は固定年利2.00パーセント以内

- (6) 返済方法 元金均等返済

- (7) 据置期間 保証協会及び取扱金融機関が認める場合に限り1年以内（ただし、融資期間に含む。）

- (8) 保証料率 保証協会の定めるところによる。

- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

- (10) 担保 必要に応じ徴求する。

- (11) 信用保証 普通保険または無担保保険によるものとする。

（取扱期間）

第7条 融資取扱期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号の融資取扱期間は、当該大規模小売店の進出又は増床にかかる市への届出日（大店立地法第5条又は同第6条）から当該大規模小売店の進出又は増床の後2年以内とする。

- (2) 第4条第1項第2号の融資取扱期間は、当該事由の発生の時期から1年以内とする。

- (3) 第4条第1項第3号の融資取扱期間は、被害事由発生の時期から1年以内とする。

- (4) 第4条第1項第4号の融資取扱期間は、当該大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小にかかる市への届出日から当該大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小の後2年以内とする。

（借換）

第8条 本制度における債務残の決済は認めない。

（必要書類）

第9条 本制度の申込時に必要な書類は、要綱別表2に掲げる提出書類の他、熊本市中小企業経営安定特例資金

融資対象者認定申請書（様式安特）及び添付書類とする。

（市の必要書類）

第10条 要綱第11条第1項に規定する市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式ー1）
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 申込人（企業）概要の写し
- (4) 信用保証依頼書の写し
- (5) 法人 保証人等明細の写し

（その他）

第11条 この運用規程に定めるもののほか、保証協会の熊本市中小企業経営安定特例資金融資保証制度要綱による。

附 則

この運用規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

1 この運用規程は、平成18年2月24日から施行する。

2 第2条第9項の規定については、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この運用規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和5年4月1日から施行する。